



島根県報

平成30年3月30日（金）

号外第54号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	(薬事衛生課)	3
と畜場法施行細則の一部を改正する規則	(")	4
食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	(")	4
製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則	(")	5
理容師法施行細則の一部を改正する規則	(")	5
美容師法施行細則の一部を改正する規則	(")	5
興行場法施行細則の一部を改正する規則	(")	6
化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(")	6
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(")	6
島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(")	7

【告 示】

食品衛生法による登録養成施設の登録	(薬事衛生課)	7
動物を飼養又は収容しようとする者が許可を要する区域	(")	7

公布された条例等のあらまし**◇公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（規則第43号）**

1 規則の概要

松江市の中核市への移行に伴う様式の整理（様式第1号—様式第8号関係）

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇と畜場法施行細則の一部を改正する規則（規則第44号）

1 規則の概要

(1) 松江市の中核市への移行に伴う様式の整理（様式第3号・様式第4号・様式第7号—様式第12号関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（規則第45号）

1 規則の概要

(1) 食品衛生法施行令の規定により提出する申請書、届出書及び報告書の一部について、営業施設の所在地を管轄する保健所長又は食肉衛生検査所長への書類の経由を廃止することとした。（第6条関係）

(2) 松江市の中核市への移行に伴う様式の整理（第1号様式・第2号様式・第5号様式—第14号様式関係）

(3) その他規定の整備

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（規則第46号）

1 規則の概要

製菓衛生師に係る書類の提出について、住所地を管轄する保健所長への書類の経由を廃止することとした。

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇理容師法施行細則の一部を改正する規則（規則第47号）

1 規則の概要

松江市の中核市への移行に伴う様式の整理（様式第20号—様式第21号の2・様式第23号—様式第24号の3関係）

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇美容師法施行細則の一部を改正する規則（規則第48号）

1 規則の概要

松江市の中核市への移行に伴う様式の整理（様式第20号—様式第21号の2・様式第23号—様式第24号の3関係）

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇興行場法施行細則の一部を改正する規則（規則第49号）

1 規則の概要

松江市の中核市への移行に伴う様式の整理（様式第1号—様式第9号関係）

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第50号）

1 規則の概要

(1) 松江市の中核市への移行に伴う様式の整理（様式第1号—様式第11号関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第51号）

1 規則の概要

(1) 松江市の中核市への移行に伴う様式の整理（様式第6号・様式第8号・様式第11号・様式第13号関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第52号）

1 規則の概要

(1) 松江市の中核市への移行に伴う様式の整理（様式第1号—様式第6号関係）

(2) その他規定の整備

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

規**則**

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第43号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和24年島根県規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第7号までの規定中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

様式第8号中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第44号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和29年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表中「近畿中国四国農業技術センター畜産草地部」を「近畿中国四国農業研究センター大田研究拠点」に改める。

様式第1号中「業務規程」を「業務規定」に改める。

様式第3号、様式第4号及び様式第7号から様式第12号までの規定中「島根県 保健所長」を「保健所長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第45号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和38年島根県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「報告書」の次に「（施行令第9条第2項、第15条から第17条まで、第19条、第21条、第25条、第26条及び第32条の規定による申請書、届出書及び報告書を除く。）」を加える。

第1号様式の表面中 「

法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名

」を「（法人にあつては、その名称）」に、「営業に」を「業
に」に、「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

第2号様式及び第5号様式中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

第6号様式及び第7号様式中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に、

3	営 業 所 所 在 地 営 業 の 種 類 （ 種 別 及 び 種 目 ） 現に受けている営業許可の番号 及びその年月日	
---	--	--

を

3	営 業 所 所 在 地 営業所の名称、屋号又は商号 営 業 の 種 類 （ 種 別 及 び 種 目 ） 現に受けている営業許可の番号 及びその年月日	
---	---	--

」

に改める。

第 8 号様式から第10号様式までの規定中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

第11号様式中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に、「営業の」を「営業を」に改め、同様式の備考の1中「休業」を「休止」に改める。

第12号様式中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

第13号様式中「

法人にあっては、その名称 及び代表者の氏名

」を「(法人にあっては、その名称)」に、「島根県 保健所

長」を「 保健所長」に、「2 営業所の名称」を「2 営業所の名称、
屋号又は商号」に改める。

第14号様式中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第46号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を削る。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第47号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和47年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第20号から様式第21号の2までの規定中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

様式第23号中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

様式第24号中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

様式第24号の2及び様式第24号の3中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第48号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和47年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第20号から様式第21号の2までの規定中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

様式第23号中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

様式第24号中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

様式第24号の2及び様式第24号の3中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第49号

興行場法施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行細則（昭和59年島根県規則第96号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までの規定中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

様式第6号中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

様式第7号その1から様式第8号までの規定中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

様式第9号中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第50号

化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

化製場等に関する法律施行細則（昭和59年島根県規則第97号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第6号までの規定中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

様式第7号中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に、「申請者」を「届出者」に改める。

様式第8号から様式第11号までの規定中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第51号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

様式第7号中「保健所長様」を「保健所長 様」に改める。

様式第8号、様式第11号及び様式第13号中「島根県知事 様」を「 保健所長 様」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第52号

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成18年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項、第6条並びに第10条中「知事」を「保健所長」に改める。

様式第1号から様式第4号までの規定中「島根県知事 様」を「 保健所長 様」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「島根県 保健所長 様」を「 保健所長 様」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告 示**島根県告示第236号**

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第14条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号及び同令第9条第1項第1号に規定する都道府県知事の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）として、次のとおり登録したので、同令第20条第1号（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録養成施設の名称	所在地	登録年月日
島根県立大学看護栄養学部健康栄養学科	出雲市西林木町151番地	平成30年3月23日

島根県告示第237号

化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定による動物を飼養又は収容しようとする者が許可

を要する区域を次のとおり指定し、平成30年4月1日から施行する。

動物を飼養又は収容しようとする者が許可を要する区域（平成23年島根県告示第517号）は、廃止する。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

市町村	許可を要する区域
浜田市	朝日町、牛市町、紺屋町、新町、天満町、蛭子町、清水町、原町、真光町、京町、栄町、高田町、錦町、片庭町、瀬戸見町、大辻町、元浜町、殿町、松原町、琵琶町、黒川町、浅井町、長沢町、高佐町、竹迫町
出雲市	今市町、平田町（中之島、新田、本田及び横撫の区域を除く。）、大社町杵築東、大社町杵築南
益田市	染羽町、本町、幸町、土井町、昭和町、三宅町、東町、多田町、有明町、水分町、常盤町、元町、駅前町、赤城町、栄町、中島町、中吉田町、中須町、下本郷町、乙吉町、あけぼの東町、あけぼの本町、あけぼの西町、高津町、高津一丁目、高津二丁目、高津四丁目、高津五丁目、高津六丁目、高津七丁目、高津八丁目、須子町、飯田町
大田市	大田町（加土、小池、城山、柳井及び大坪の区域を除く。）、久手町（字久手及び字仕明の区域に限る。）、温泉津町温泉津（字松山、字日祖及び沖泊の区域を除く。）、大森町
安来市	安来町、飯島町、宮内町、新十神町、南十神町、黒井田町、汐手が丘、切川町、西荒島町、荒島町、西赤江町、吉佐町、広瀬町広瀬、伯太町母里
江津市	江津町、嘉久志町、和木町、都野津町、有福温泉町
奥出雲町	三成（上三成上、上三成中、上三成下、上本町、三成本町、湯の原、宮の町、朝日町、滝の上及び前布施の区域に限る。）、横田（六日市、大市及び角の区域に限る。）、
川本町	大字川本（日の出町、上新町、中新町、下新町、元町、本町、天神町及び下谷の区域に限る。）、
津和野町	後田（本町一、本町二、東一、東二、西一、西二、西三、北一、北二及び北三の区域に限る。）、森村（森一、森二、森三及び森四の区域に限る。）、鷺原（鷺原一、鷺原二上及び鷺原二下の区域に限る。）、日原（山根町、清水町、栄町、旭町上、旭町下、扇町、春日町、幸町及び金見町に限る。）、枕瀬（枕瀬東、枕瀬西、新地、営林署住宅、木ノ口上及び木ノ口下の区域に限る。）、
吉賀町	六日市、七日市、柿木村柿木
隠岐の島町	東町（塩浜、金峰山、網干場、金峰山灘、中の津、船隠し及び姫島の区域を除く。）、中町（名田の一、名田の二、名田の三、名田の四、名田の五及び堤尻の区域を除く。）、西町（名田の一、名田の二、名田の三、名田の四、名田の五及び堤尻の区域を除く。）、